

# 消費税転嫁対策特別措置法に基づく 表示カルテルの意義等について

公正取引委員会事務総局 経済取引局 取引部取引企画課 課長補佐(当時)

武田雅弘



第Ⅱ部の講演では、公正取引委員会の武田課長補佐に、消費税の転嫁対策についてお話しいただいた。

武田補佐は、消費税率の引き上げに当たり、消費税がきちんと価格に転嫁されるよう、消費税転嫁対策特別措置法に基づいて取り組んでいる対策を解説。同法は、転嫁拒否行為の是正、転嫁を阻害する表示の是正、価格の表示の特例、転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為の4つの特別措置で構成されているとし、その意義とポイントを分かりやすく紹介した。そして、消費税の円滑かつ適正な転嫁に対して理解と協力を求めた。

日時：平成26年5月23日(金)15：50～16：30

## 4つの特別措置

本日は、消費税転嫁対策について説明します。

まず、「消費税転嫁対策特別措置法」の正式名は、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費

税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」です。これを略して「消費税転嫁対策特別措置法」と称しています。

今年4月1日から消費税率が5%から8%に引き上げられました。また、平成27年10月に10%への引き上げが予定されています。この消費税率引

き上げに当たり、事業者を中心に消費税がきちんと価格に転嫁できるのかという懸念や不安の声が多数寄せられました。それを受けて、具体的な消費税転嫁対策について検討を行い、消費税転嫁対策特別措置法が制定されたところです。

消費税転嫁対策特別措置法は昨年10月1日から施行され、4つの特別措置で構成されています。

第1の特別措置は、消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置です。消費税の引き上げに伴う負担を押しつけるといった買ったたきなどの行為を禁止するものです。

第2の特別措置は、消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置です。消費税還元セールといった消費税分を値引く宣伝や広告を規制するもので、消費者庁が主に担当しています。

第3の特別措置は、価格の表示に関する特別措置です。平成16年4月から、消費者に商品などを販売する際には、総額表示義務として消費税込みの価格を表示しなければならないことになっていましたが、その総額表示義務の特例として税抜き価格による表示を可能にするものです。財務省と国税庁が担当しています。

第4の特別措置は、消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置です。消費税の転嫁カルテルや消費税の表示カルテルを独占禁止法の適用除外にするもので、公正取引委員会が担当しています。

なお、消費税転嫁対策特別措置法は時限法であり、平成29年3月31日で効力を失います。

## 消費税の転嫁拒否について

それでは、各特別措置について説明します。

第1の消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置では、この特別措置の対象となる事業者として、特定事業者と特定供給事業者を定義しています。特定事業者は消費税の転嫁を拒否する側、すなわち商品などの買い手側です。一方、特定供給事業者は、消費税の転嫁を拒否される側の事業者で、商品などの売り手側です。

特定事業者と特定供給事業者には、2つのパター



消費税転嫁対策について話す武田課長補佐

ンがあります。ひとつは、特定事業者が大規模小売事業者の場合です。大規模小売事業者とは、細かい法令上の定義はありますが、ドラッグストアやスーパー、家電量販店、百貨店などの小売業を行っている事業者で規模の大きな事業者をイメージしていただければと思います。特定事業者が大規模小売事業者の場合は、その取引の相手方となる特定供給事業者に特段の要件はありません。つまり、大規模小売事業者と継続的に取引をしている売り手側の事業者はすべて特定供給事業者となり、保護の対象になります。

もうひとつは、売り手側が、資本金などが3億円以下のいわゆる中小事業者や個人事業者の場合には、買い手側が大規模小売事業者以外の法人との取引であっても、特定供給事業者として保護の対象になります。

医薬品卸売業の皆さんのケースで当てはめてみますと、大規模小売事業者のドラッグストアに商品などを納める場合は、資本金などの大小にかかわらず特定供給事業者として保護の対象になり、病院等に商品を納める場合は、資本金などが3億円以下の中小事業者や個人事業者がこの法律で保護の対象になるということです。

次に、消費税の転嫁拒否として実際に禁止されている行為がどのようなものか説明します。

特定事業者の遵守事項として、まず、減額ですが、減額とは、例えば、消費税率8%分を支払うと契約したにもかかわらず、支払いの段階になって消費税率引き上げ分はそちらで負担してほしいという形で事後的に減額する行為です。買ったた

きとは、例えば、価格交渉の段階から消費税率引き上げ分はそちらで負担してほしいと要請したり、今年4月1日以降も税率引き上げ前と同じ価格で商品を納めることを求める行為です。

次に、商品購入、役務利用又は利益提供の要請ですが、この行為は、税率引き上げに伴って、消費税分8%は支払う代わりに、この商品を買ってくれとか、従業員を派遣してくれなどと要請する行為が規制の対象となります。

次に、本体価格での交渉の拒否についてです。これは、商品などの売り手側、つまり例えば卸売業の皆さんが本体価格で価格交渉をさせてほしいと特定事業者側に申し入れたのに対し、税込みでの交渉しか一切応じないとして本体価格での交渉を拒否することです。これも規制の対象になります。

また、これ以外にも、特定事業者から消費税の転嫁を拒否された特定供給事業者が公正取引委員会等に拒否された行為を報告したことを理由に、当該特定事業者が取引を停止したり、取引の数量を減らしたりするなどの報復行為も禁止されています。

減額や買ったたきについては、ガイドラインで具体例を複数挙げています。これらの消費税の転嫁拒否に対しては、政府一丸となって調査や指導を行うことになっており、公正取引委員会や中小企業庁だけでなく、事業を所管する各省庁にも調査権限や指導権限が付与されています。

これまでの対応実績ですが、昨年10月1日に法律が施行されてから4月末までの間に計1218件の指導を行っています。また、公正取引委員会で勧告を1件行っています。勧告では事業者名が公表されます。

医薬品関係で起こった行為に対する指導事例としては、ある地方公共団体が経営する病院が買ったたきを行っていたことに対して指導が行われました。これは、今年4月1日から消費税率が上がることを想定し、税率引き上げ前にあらかじめ一律3%以上の値引きを納入業者に対して要請したというもので、病院を経営している地方公共団体に指導を行っています。地方公共団体や国の経営する病院であっても、特定事業者として規制対象になります。

また、実際に取引先から受けた転嫁拒否などの行為について、公正取引委員会に電話するといったことが容易ではないと思われます。そこで、公正取引委員会は中小企業庁と合同で書面調査を実施しています。この書面に転嫁拒否の行為を記入していただき、公正取引委員会へ御送付いただければ、その内容に基づいて調査を行っていきます。書面調査票は公正取引委員会のホームページにも掲載していますので、利用していただければと思います。

## 消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置について

次に、第2の消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置について説明します。先ほど少しお話ししましたが、消費税還元セールといった宣伝や広告を規制する特別措置で、消費者庁が主に担当しているパートです。

消費税還元セールの規制については、ポイントが3つあります。

1つは、この法律の適用対象となる事業者は、第1の特別措置で説明した特定事業者や特定供給事業者に限らず、全事業者が規制対象になるということです。

2つめは、この特別措置で基本的に想定しているのは小売の事業者が消費者に対して消費税還元セールなどを行う場面ですが、事業者間の取引でも消費税還元セールを行うと規制の対象となります。例えば、事業者向けのチラシやカタログに「消費税還元セール実施中」というようなことを記載すると、規制の対象になります。

ポイントの3つめは、実際に禁止される表示はどのようなものかというものです。例えば、「消費税は転嫁しません」「消費税は還元します」「消費税はお返しします」といった表示以外にも、「消費税率上昇分を値引きします」「消費税率相当分は次回の購入に利用できるポイントとして付与します」といった宣伝や広告も規制の対象になります。一方、「春の生活応援セール」とか、たまたま消費税率と同じ「3%還元セール」「8%還元セール」といったものは規制の対象にはなりません。

## 価格の表示について

第3の価格の表示に関する特別措置は、一言で説明すれば、消費者の皆さんに商品などを販売する際に、表示している価格が税込み価格と誤認されないようにしていれば、税抜き表示でもよいというものです。ただし、この法律の有効期限である平成29年3月31日までの制度です。

最近多いのは税込みと税抜きを並べて表示している例です。これ自体は、この特別措置法がなくても現行の総額表示義務においても可能なのですが、今回、税込みと税抜きを並べて表示して良いということを法律に確認的に明記してほしいという事業者の要望があり、その旨を記載しました。ただし、税込みの文字が小さすぎて見えないとか、文字が潰れている、背景の色と溶け込んでいて見づらいという表示は、景品表示法上問題になることがありますので、注意していただきたいと思えます。

## 転嫁カルテルと表示カルテル

次に、第4の特別措置である転嫁カルテル、表示カルテルについて説明します。

そもそも、例えば、事業者同士で相談して価格を決めたり、価格の引き上げ幅を決めると、価格カルテルとして独占禁止法違反になりますが、今回は消費税率の引き上げに伴って、消費税の転嫁の方法を決めることや消費税の表示方法を統一して決めることについては、独占禁止法の適用除外となっています。ただし、公正取引委員会に対して事前に届出をすることが必要です。

まず、転嫁カルテルというのは、消費税の転嫁の方法を決定することで、例としては、各事業者が自主的に定めている本体価格に、消費税額分をきちんと上乗せすることを団体として決定することです。また、消費税引き上げ分を上乗せした結果、計算上生じた端数について、切り上げや切り捨てなどの処理方法を団体として統一的に決めることも転嫁カルテルとして可能になっています。



資料を示す武田課長補佐

なお、転嫁カルテルについては、参加事業者の3分の2以上が中小事業者であることが必要です。

この転嫁カルテルで注意してもらいたいのは、本体価格や税率引き上げ後の税込み価格など、価格水準そのものを決めてしまうのは消費税の転嫁の方法の決定ではないので、独占禁止法上禁止されている価格カルテルに該当して違法となります。

次に、表示カルテルとは、消費税の表示の方法を決定することです。例えば、消費税込みと消費税抜きの価格を並べて表示することなどを統一することです。

転嫁カルテル、表示カルテルについてももう少し詳細に説明すると、まず、先ほども話しましたが消費税の転嫁カルテルや表示カルテルを行う際には、公正取引委員会に対して事前に届出を行う必要があります。

次に、転嫁カルテルや表示カルテルに参加するかどうかは、あくまでも事業者又は事業者団体の皆さんの自主的な判断となりますので、公正取引委員会から転嫁カルテルや表示カルテルを行うことを求める指導は行っていません。また、団体が会員に対して参加を強制するものではないことにも注意していただければと思います。

さらに、転嫁カルテル、表示カルテルに参加した事業者間で、その転嫁カルテル、表示カルテルの実効担保のため、必要合理的な範囲内で制裁を課すことが可能です。ただし、この制裁というのは、公正取引委員会からの制裁ではありません。事業者間又は事業者団体の中における自主的な制裁となります。またこの制裁はあくまでも転嫁カルテ



熱心にメモを取る聴講者

ル、表示カルテルの実効担保のための必要合理的な範囲に限られます。例えば、表示カルテルを破ったからといって、その会社が倒産するような過度な制裁金を課すことは認められません。

## 卸連合会の表示カルテル

今回、3月12日に日本医薬品卸売業連合会から表示カルテルの届出がありました。先ほど表示カルテルとして、税込みと税抜きを並べて表示することを取り決めることなどを例として紹介しましたので、消費者を対象にしている小売業界向けのカルテルという印象を持たれたかもしれませんが、価格交渉を行う際に、税抜き価格を提示することを団体として決めることも、表示カルテルとして可能です。

日本医薬品卸売業連合会では、価格交渉を行う際に税抜き価格を提示することを表示カルテルとして決定されています。

ほかの団体からも転嫁カルテルや表示カルテルについての届出があり、合わせて約300件に上っています。どのような団体が届けているかは、公正取引委員会のホームページに掲載しています。

なお、転嫁カルテルと表示カルテルの有効期限は、平成26年4月1日から、この法律の有効期限である平成29年3月31日までです。

## 消費税価格転嫁等総合相談センター

今回、消費税率の引き上げに伴い、転嫁対策特

別措置法に基づいて消費税の転嫁対策に取り組んでいるところですが、公正取引委員会のほか、消費者庁、財務省なども関わっているため、どこに相談すればいいのかわかりづらい面があるのではないかと思います。そこで内閣府に消費税価格転嫁等総合相談センターという政府共通の相談窓口を設けました。消費税の転嫁で相談や悩み事がありましたら、活用していただければと思います。

なお、転嫁カルテルや表示カルテルで分からないことがありましたら、公正取引委員会へ直接ご連絡ください。

消費税率は平成26年4月1日から引き上げられておりますが、引き続き、消費税の円滑かつ適正な転嫁にご理解とご協力をよろしくお願いいたしまして、説明を終えさせていただきます。ご清聴、誠にありがとうございました。

## 質疑応答

**質問** 表示カルテルも転嫁カルテルも法律を守ろうとするために業界で取り決めるのに、なぜ公正取引委員会に届け出て、適用除外にする必要があるのでしょうか。

**武田** 消費税は本来、きちんと価格に転嫁されていかなければならないにもかかわらず、なぜこのような制度や届出が必要なのかというご指摘だと捉えてお答えします。

確かに、本体価格での交渉の拒否などの規制はあるわけですが、実際の価格交渉では消費税率を上乗せした価格で行うことが難しい面があります。その際、団体として決定し、転嫁カルテルを結ぶことで価格交渉が容易になることもあるので、今回、転嫁カルテルと表示カルテルの制度を設けたわけです。

なお、転嫁カルテル、表示カルテルにつきましては、平成元年の消費税導入時にも導入されたのですが、今回は消費税率の引き上げが2段階で行われる予定であることなども踏まえ、また事業者の皆さんからの要望も踏まえて制度を導入しました。

**質問** 特定事業者の遵守事項の報復行為について、

「取引の数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること」とされています。この「数量を減じ」について、例えば、だんだん減らしていった数か月後に半分以下にしてしまうというような報復は証明できるのでしょうか。

**武田** 具体的にどういった行為が行われたかを調査してみないと判断できないところがあります。現在のところ、報復行為は確認されていませんが、公正取引委員会に何らかの報告をしたということで犯人探しを行い、そういった報復行為があったとすれば、勧告などを行うことになります。

その立証の方法は、大変申し訳ありませんが、具体的な調査の話になるので回答は差し控させていただきます。

**質問** 私どもは今年10月1日から平成29年3月末まで表示カルテルを実施することにしました。その表示方法は税抜き価格としました。医療用医薬品については、薬価、つまり公定価格という絶対的な価格があり、そこから何%引きという表わし方をします。

従来は5%でしたが、現在8%、さらに今後上がっていくことが想定されますが、これまで薬価に対して税抜き価格の何%引きという表わし方をしていたのですが、今後消費税の引き上げに伴って、実際はそんなに値引きしていないにもかかわらず、どんどん大きく見えるようになっていきます。そのため、消費税相当額が入っている薬価から、消費税相当額を抜いた価格を「薬価本体価格」とネーミングし、薬価本体価格から税抜き価格が何%引きだという表わし方を統一して行うことにしたわけです。

これは経過措置として、平成29年3月末までですが、平成29年4月以降もこのままの表示方法の継続は問題ないでしょうか。

**武田** 今回の特別措置法は、消費税率が2段階で引き上げられるということも踏まえた臨時的に設けられた制度です。表示カルテルそのものは平成29年3月末までであるということは、まず理解していただきたいと思います。ただ、表示方法については、表示カルテルを団体として決定すること以外に、団体のメンバーに強制するようなもので



表示カルテルの意義等について解説

はなく、団体の自主的な方針として決めること自体は可能です。また、個々の事業者が税抜き価格で価格交渉すること自体は、そもそも禁止されていません。ですから、表示カルテルとして結んでいる表示方法を、平成29年3月末以降も個々の事業者が個別に取ることは、そもそも規制の対象ではありません。

自主的な方針についても、どういったことが自主的なのかなどは、公正取引委員会に相談していただければと思います。実際、表示カルテルを結ばずに、団体としての推奨表示や自主方針といった形で進めている団体もあります。

**質問** 価格交渉を税抜き価格で行うことが、平成29年3月末までの業界としての統一事項ですが、それ以降も税抜き価格のまま価格交渉を進めるかは、個々の自由ということによろしいでしょうか。総額表示で交渉しなければならないということはないですか。

**武田** それはありません。総額表示で交渉しないといけないということ自体、そもそもこの法律にかかわらず、個々の事業者の自由だと思います。総額表示義務というのは、いわゆる消費者に商品などを販売する際のものであり、事業者間の取引では、税抜き価格で交渉を行うか、税込み価格で行うかは、事業者の自由です。ですから、個々の事業者が税抜き交渉を行うこと自体は、そもそも可能である点は間違いありません。